

資料・研究ノート

ラタナコーシン朝初頭における王権とサンガ
——『三印法典』「サンガ布告」を中心に——

石 井 米 雄*

**Sangha and Monarchy at the Beginning of the Ratanakosin Dynasty,
Based upon Seven *Kot Phrasong* in the *Kotmai Tra Sam Duang*
or the Law of the Three Seals**

Yoneo ISHII*

In the Corpus of 1805 known as *Kotmai Tra Sam Duang* are seven royal decrees on the Buddhist church issued during the first two years of the present Thai ruling dynasty. In this short note I attempt to clarify the background of the

stringent policy pursued by King Rama I against the then corrupted Buddhist clergy, thereby defining the decrees within the framework of a Buddhist polity defined earlier [Ishii 1975].

はじめに

1782年4月6日、バンコクを新都と定め、ラタナコーシン朝の基をひらいたチャオプラヤー・チャクリーは、功臣に対する論功行賞をすませると、ただちにサンガの高僧の任免を行なっている。『ラタナコーシン朝1世王年代記』は、その背景をつぎのように述べる。

「小暦1144年寅年（1782 A. D.）、王はつぎのように仰せ出された。俗界（[rātcha-] ānāchak）における文武諸官の任命の終了したいま、僧界（phutthachak）の秩序をとと

のえ、衰微した仏教を振興させ、その末永き発展をはかろう」[Thiphakorawong 1962 : 28 ; 1978 : 14]。

王はまず、修業の結果「ソーター果」を得たと豪語したタークシン王にへつらって仏教を衰微させたという罪により、ふたりの高僧に還俗を命じ、のちこれを処刑した。一方、出家の本分を守り、タークシン王の強圧的な命令に屈しなかったため、懲罰として平僧に降格せしめられていた3人の元高僧の名誉を回復し、法王（Phra Sangkharāt）など、それぞれ僧官の地位に復帰させた。同年代記は、この記事に続いて、主要寺院の住職など、サンガの管理幹部任命の模様を詳細に記述している [Thiphakorawong 1962 : 29-32 ; 1978 : 15-19]。

* 京都大学東南アジア研究センター；The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

新王朝創設当初におけるサンガ上層部の人事異動に関する『ラタナコーシン朝1世王年代記』の記事は、仏教サンガに対する1世王のなみなみならぬ関心の深さを示すものであり、王権と仏教との関係を検討するうえで、重要な資料と考えられる。仏教、とりわけサンガ組織に対する国王の関心の高まりは、やがて6年後の1788年に、バンコクで開催された「第9結集」において最高潮に達するのである。

タイ・サンガの研究において留意すべきひとつの点は、仏教サンガが、王室儀礼の執行者に特化したバラモン僧のように、一部の特権的僧職者によって構成されるエリート集団ではなく、タイ人庶民層がその成員の大半を占める集団であるという事実である。その中核的成員を一般成人男子仏教徒から調達するサンガの存在は、それゆえ、これら非エリート僧によっておおきく規定されることになる。したがって、サンガの研究に際しては、高僧の動静だけではなしに、非エリート僧の状況を把握しておくことがきわめて重要な意味をもつのである。しかし残念ながら、現存の年代記類は、非エリート僧に関しては、ほとんど沈黙しているため、資料としてはおのずと限界がある。こうした資料上の不備を克服し、歴史的サンガの実態に、できるかぎり接近するための資料として、本稿は、1782～1783年の年次をもつ『三印法典』中の「サンガ布告」7編をとりあげる。これら7編の「布告」は、判例法の部類にはいる法律文書であるが、叙述がかなり具体的であり、かつ後述のように成立年代がはっきりしているのので、歴史資料としても十分利用できると考えられる。本稿は、これら7編の「布告」を用いて、ラタナコーシン朝成立当初におけるサンガと王権との関係を、資料にそくして、できるかぎり具体的に明らかにすることを目的として執筆される。

I 史料について

『三印法典』の史料価値については、まだ未解決の問題が多く残されている。とくに同法典にあらわれた年次のとり扱いについては、そこに採用されている暦法決定の問題を含め、専門家の意見が一致していない。こうした研究の現状にあっては、『三印法典』中、とくに原テキストがアユタヤ期の成立と考えられる“Phraayakān”の部分のテキストの利用にあたっては、とくに厳密な内的批判の手続きが要請される。ただ『三印法典』には、その編纂にあたって、おそらくは時間的制約のために“Phraayakān”の形に整理されず、発出されたままの形で巻末に収録された布告類(Kot, Phrarāṭchaban'yat, Phrarāṭchakamnot などとよばれる)が全体の約35%ほど含まれているが、これらの布告類は、Phrarāṭchakamnot Kao をのぞくと、同法典テキスト作成の年である1805年に比較的近いものが多いため、その年次の信頼性はかなり高いと考えられている。本稿で利用する「サンガ布告(Kot Phrasong)」もそのひとつである。『三印法典』には、10編の「サンガ布告」が収録されているが(表1)、本稿では、そのうち、とくにラタナコーシン朝創設の年とその翌年にあたる、1782年9月21日から1783年10月27日までの1年あまりの間に公布された7編のみをとりあげる。

表1 『三印法典』「サンガ布告」制定の日付

第1布告	1782・9・21
第2布告	1783・5・5
第3布告	1783・5・8
第4・5・6布告	1783・7・13
第7布告	1783・10・27
第8布告	1790・2・10
第9布告	1794・8・15
第10布告	1801・6・9

II 国王の役割

「サンガ布告」には、王の修飾句として、以下のような定型句が用いられている。

เป็นอัครมหาเสนาบดีอุปถัมภ์พระพุทธศาสนา
เจ้าเรณูศรีสวัสดิ์ทั้งพระบริสุทธิแลปติปติสาคร
นา ให้ถวารารุ่งเรืองไปเป็นที่เสื่อมใส
นมัสการบูชาแก่เทพยดานุชทั้งปวง

(仏教を、その教学と実践の双方において堅固に発展させ、神々と人間がともどもにこれを信仰し、礼拝するよう、その繁栄をはかりたまう聖教の至高の大外護者)

この文言は、『三印法典』に所収された10編の「サンガ布告」(1782~1801年)のすべてに、まったく同一の形でみられるもので、1世王時代に公認されていた、仏教に対する国王の役割に関する観念が、定型句の形をとって集約的に表現されていると考えられる。ここでは、まず国王が、仏教の「至高の大外護者」と規定され、その外護者としての資格において、仏教を、i)「その教学と実践の双方において発展させ」、ii) 神々と人間がともに仏教を信仰するよう導く存在であるべきであるという思想が示されている。

ところで、『三印法典』にいうところの「仏教の繁栄」とは、いかなる状況をいうのであろうか。たとえば、国王の力によって、壮麗な大寺院が建設され、そこに数多く僧侶が修業生活をおくることが意味されるのであろうか。この問題を考察するうえにおいて、きわめて重要な示唆を与えると考えられる一節が、「第2布告」のなかにみられる。以下の該当部分につき、そのテキスト全文とその試訳をかかげる。

พระปาติโมกข์สังวรวิไนยนี้ชื่อว่าพระศาสนา
ถ้าพระภิกษุยังทรงพระปาติโมกข์บริบูรณ์อยู่
ตราบใด ชื่อว่าพระศาสนายังตั้งอยู่ตราบนั้น
เหตุฉนี้ จึงทรงพระราชศรัทธาบริจาจากพระ
ราชทรัพย์เป็นอันมากเป็นจัดปัจจัยทานถวาย
พระสงฆ์ แลมีพระราชโอรสพานานุสาสน์คัก
เดือนเพื่อจะให้พระสงฆ์ทั้งปวงในกรุงนอก
กรุงเทพมหานครแลนานาประเทศ ให้ทรง
พระปาติโมกข์สังวรศีลบริสุทธิ์ ให้เป็นเนื่อ
นานาญแก่สัตว์โลกย หว่านพินชนศรัทธาทำทาน
ลงในเนื่อนาอันเลิศจะได้เกิดผลเป็นอันมาก

(パーティモッカ [227戒] とはすなわち聖教である。ピクたちが完全にパーティモッカを遵守するところにこそ、聖教は存在する。この理由により、王は、サンガに対し、四資具としてその財産を豊かに寄進したまうとともに、訓戒を垂れたまい、首都の内外、諸国のサンガをして、戒律を完全に遵守せしめ、もって世の人々が信仰の種を撒く「福田」たらしめ、そのすぐれた「福田」に布施を行う者すべてに、多くの果実を得ることを得さしめたまうのである。)

この文章の前段が、ブッダゴーサの『サマタパーサーディカー』序にみえるつぎの一節 *vinayo nāma Buddhasāsanassaāyu, vinaye ṭhite sāsanaṃ ṭhitaṃ hoti* (律は仏教の寿命であって、律の存立する間は聖教も存立するのである)を前提としていることは、タイ・サンガにおける同書の伝統的位置からみて、ほぼ疑いの余地はない。この一文は、戒律と仏教とを等号で結ぶことによって、仏教が厳格な持戒によってのみその自己同一性を保持し得るという思想を、簡明直截に表現したものである。つまりタイ人にとって、「仏教の繁栄」とは、すぐれて戒律遵守の状況にかかわることである。「仏教が繁栄」す

るとは、まずサンガの成員であるビクが、正しく持戒していることにほかならないのである。壮麗な大寺院の建設も重要ではあるが、それは、正しく持戒する「清浄なサンガ」の存在の場となっはじめて意味をもつのである。

ところで、繰り返すまでもなく持戒とは、すぐれてサンガの成員であるところのビクにかかわる行為である。それゆえ、「サンガ布告」にみえるこの一文は、仏教の存在が、出家者の団体であるサンガの成員であるところの個々のビクの行為によって一義的に規定されるという思想の明確な表明でもある。のちにみるとおり、タイ国王は、ビク個々人の持戒の状況、言葉をかえていえばサンガ内における生活のあり方にきわめて強い関心を示すのであるが、われわれは、そのようなタイ国王の行動の正当性の典拠をこうした思想のなかに見出すのである。

王は、一切の生産活動を放棄して、ひたすら持戒修業に専念するビクの生活を物質的に支えるため、サンガ（具体的には個別寺院）に対し金品の寄進を行う。サンガに対する国王のこうした寄進行為は、やがて上下の王臣をはじめとして、国民一般のならうところとなり、これによりサンガは豊かな物質的基礎を獲得し、そこにおいてビクが、教学の研鑽と戒律の実践に専念する条件がととのうにいたる。しかしながら、これはあくまでも前提条件であり、これらの条件の整備は、ただちにビクの厳格な修業生活の実現を保証するものではない。たとえ修業生活の条件が確保されたとしても、現実に持戒が厳格に行われ、その結果として「清浄なるサンガ」が実現するか否かは、あくまでも個々のビクの自覚にかかっている。サンガの物質的基礎の確立は、そのための必要条件ではあっても、それだけでは十分条件とはなり得ないのである。

そもそもサンガとは、自律性をたてまえと

する自治組織であり、そのかぎりにおいて、外部よりの干渉は、たとえ国王であっても好ましいことではない。しかし、他方において国王は、「聖教の至高の大外護者」として、国民の信仰をあつめるに足る「すぐれた福田」としてのサンガを、持続的に実現させる義務を負う存在でもある。王は、「清浄なサンガ」の存在の条件を満たすために、絶えず心をくばる努力をすることが、かれの臣下である在家の仏教徒たちによって期待されている。そのため、王は、サンガにおける持戒の状況につねに関心を払い、かかる理想の実現を、個々のビクの自発的努力のみにゆだねることで満足せず、しばしばビクに「訓戒を垂れ」、持戒を正しく実践させるため、時に応じて物理的制裁を含む措置を講じるのである。タイのよき仏教徒たちは、世の「すぐれた福田」の実現に貢献した王に対して、「正法王」としての尊敬を払い、よろこんでその権威に服する。「すぐれた福田」の崩壊を放置した国王は、非法王のそしりをまぬがれない。「サンガ布告」にみられる国王の、サンガに対する「干渉」の背後には、こうした思想が存在しているのである。

III 「布告」内容の検討

(1) 「第1布告」

この布告は、官僚とサンガの双方に向けて発せられた布告であって、まず仏法の偉大さと説法の功德が語られる。ついでサンガの現状に触れ、当時さかんに行われていた『ヴェサンタラ・ジャータカ』の説教が、その本を忘れ、世俗にこびて、ひたすら面白おかしい文句、節回しのみを追い求め、民衆の娯楽のひとつに墮している状況を慨歎して、僧はすべからくパーリ聖典ならびに古注にしたがって教学を学習し、仏法を正しく世に広めるよう努力すべきであると、その自覚を促してい

る。ここで注目されるのは、この「布告」が、Hām yā hai... (..... することを禁ず) という文言を用いている点である。いうまでもなく禁止の命令者は国王である。この事実、説法というすぐれてサンガの秩序 (phutthachak) に属する行為に、俗権 (rātcha-ānāchak) が直接的干渉を加え、その命令に服従しない者に対しては、処罰を加えることも辞さないという立場の明確な表明である。「布告」はつぎのように述べる。「ビクであれサーマネーラであれ、あるいは在家者であれ、この王命にしたがわぬ者のある時は、その不心得者と (その者が出家者ならば) その親族を引き出し、軽重にしたがい罪に定めよ」。「軽重にしたがい罪に定めよ (thōt tām thōsānuthōt)」という表現は、一般的の犯罪に対する処罰規定として『三印法典』に類出するもので、処罰が、仏教的秩序 (phutthachak) でなく、世俗の秩序 (rātcha-ānāchak) に属することを示している。

(2) 「第2 布告」

すでに述べたように、この「布告」は、「戒律はすなわち仏教」というタイ仏教の存在の根底にかかわる基本的な命題を表明している点において、サンガ研究にとって重要な意味をもつ「布告」であるが、この「布告」が発出された背景には、寺院のなかに犯罪人の資産が秘匿されていた事実が発覚し、官憲によって摘発されるという事件があった。それは、バーンワーヤイ寺の僧サミー・ラックに資産を預けていたペン某なる女が、謀反の罪をもって告発された時、サミー・ラックが官憲の捜査に対して積極的な協力を怠ったというものである。これに関し「布告」はつぎのように述べる。

「もしサミー・ラックがまことの出家者であるならば、自分に預けられた資産を、すすんで Somdet Phra Sangkharāt, Rāchākhana

のような高位の僧官に差し出し、戒律の定めるところにしたがって、それがすでに王に帰属するものなのか、あるいはなおペン女の所有物なのかを尋ねるべきであったにもかかわらず、かれはこれを何人にも知らせようとはせず..... (密告によってその所在が明らかとなってはじめて) これを役人に示したのである」。

これに続いて「布告」は、サミー・ラックの過ちがふたたび繰り返されることのないよう、将来にわたって出家者による在家者の資産の預託を厳禁して、つぎのようにいう。

「もしこの王命にそむく者ある時は、ビク、サーマネーラについては盗みの大罪 (パーラージカ) によって還俗せしめたうえ、鞭刑に処し、在家者についてはその資産を没収し、罪の軽重にしたがって鞭刑に処すべし」。これは、サンガ、具体的には個別寺院が、犯罪人の隠れ家となり、社会秩序維持の障害となることを未然に防止しようとしたものであろう。なお、この「布告」が末尾において、20歳を過ぎてもサーマネーラにとどまる者が存在している事実を指摘するとともに、これを禁止し、そのようなサーマネーラに対してはビクとしての得度を受けて持戒生活にはいるか還俗するかを選択をせまっているのは、サンガに属しビクと同様に黄衣をまといながら、戒律の遵守を義務づけられていないサーマネーラの状態に、すでに成人した者がとどまることが、同じく社会秩序の維持にとって好ましからざる影響を与えることを懸念してとられた措置であると考えられる。

(3) 「第3 布告」「第4 布告」

これらふたつの「布告」は、いずれもビク、サーマネーラの登録制の導入に関するものである。「第3 布告」はまず、「仏教の興隆は、かかって、正法に住し、仏教を支持したまう国王によって統治される国家に依存する」と

述べ、仏教興隆の条件としての国王の役割を強調するとともに、サンガ内部の秩序に言及し、親教師が持戒の範を垂れば、得度を受けたばかりの新参僧は己の破戒を恥じ、かくして清浄なる戒律が保たれることになるとして、親教師など年長の比丘に対して、指導者としての自覚を促す。「布告」はさらに言葉を続け、「しかるに今日のサンガをみるに、戒律はすたれ、出家者はたがいに戒め合うこともない。教師、親教師たちは、得度を受けた者を弟子として教育せず、これを放置しているため、これらの新参僧は、ふたり、3人と連れ立っては勝手に歩きまわり、あるいは神通力をもつといい、あるいは超能力を会得したといつわって、世人の信仰をあつめている。また、かなたの洞窟、こなたの山で体得した術を知る“プーミーブン（功德ある人）”“コンウィセート（異能の人）”と自称し、徒党を組んで玉座をうかがう行為をなし、もって王国と仏教とを危くしている」と述べ、アイ・ダーら6人の叛徒の名を具体的にあげたのち、こうした状態が発生するにいたったのはすべてサンガの師僧たる者の怠慢によると、これを糾弾するとともに、サンガの秩序回復の手段として、後世の「サンガ法」をおもわせる、つぎのようなサンガの組織化を命じている。

「このさき、phrarāchākhana は、畿内畿外、全国の比丘、サーマネーラのなかから、地方サンガの責任者（rāchākhana）と各寺院の住職（athikān）を任命し、クメール文字をもって寺院名を記載し、官印を押捺した身分証明書を作成して、すべての僧官に交付せよ。僧の数の多い地方にあっては、1寺に9ないし10人の僧を止住せしめ、これをひとりの住職に監督せしめ、また僧の数のすくない地方にあっては、4人ないし5人以上の僧をもって1寺とし、仏像、仏塔を衰退より守らしめよ。地方の比丘、サーマネーラのうち、

聖典の研究、観法の修業を志し、旅に出ようとする者のある時は、僧名、俗名、年齢、親教師名を記し、地方サンガの責任者の官印を押捺したものを身分証明書として携行せしめ、この証明書によって、地方サンガの責任者がその者の修業に許可を与えるようにせよ」。

「第4布告」も「第3布告」と同様の趣旨をもって発された布告であって、ここでは「黄衣をまとう無為徒食の徒」を非難し、比丘が修業を怠ることのないようにせよ、と訓戒を垂れる一方、サンガの規律を強化するため、僧官に対し、比丘、サーマネーラの名簿作成を命じ、これを宗務監督官を経て国王に提出するよう義務づけている。さらに、たび重なる訓戒にも耳をかさない者は、サンガより放逐し、「サンガのいずこにも場所を与えぬことこそが、仏教の末永く繁栄するゆえんである」としている。

(4)「第5布告」

この「布告」は、アイ・マーなる破戒僧が、女犯の大罪を犯しながら、なおサンガにとどまり、恥じらいもなく親教師として得度を与え、他の比丘と同様に年々カチナの衣を受け、ウポーサタの儀式にも欠かさず出席していた事件、人にわたすべき金銭を横領し盗みの大罪に問われた僧アイ・チューの事件、およびアイ・ケオの犯した大罪に関連する布告である。いうまでもなく「大罪（パーラージカ）」の違反者は、戒律によって、サンガからの放逐が定められていたのであるが、この当時は、サンガの管理組織が弛緩して、こうした規制措置が実効性をもたず、パーラージカの罪に問われながらも僧である身分を失わなかった者が存在していたことを、この「布告」は教えている。この「布告」においては、つぎのような激烈な言葉をもって、サンガの秩序回復のための俗権の介入の意思を表明し、サンガ内部の秩序破壊行為に、最高の刑罰である

死刑を課していることが注目される。「こののち、四大罪（パーラージカ）を犯すビクのある時は、同じ布薩堂のなかにおいて、その事実をビクたちの前に明らかにせよ。四大罪の違反者である事実を隠し、出家の姿をとり続けたビクが、サンガの行事に参加し、これに汚点を加えることのないようにせよ。（中略）もしこの王命にしたがわず、四大罪を犯した身でありながら、その事実を隠してサンガの行事に参加する者があるならば、仏法はこれを悲しむであろう。もし、かかる僧を告発する者があり、その告発の事実の正しさが証明されたならば、その僧をとらえて死刑に処し、その親族どもの財産を没収したうえ、これを鞭刑にせよ」。この「布告」は、サンガの威信回復にかける1世王の強い意思を表明したものであることができる。

(5)「第6布告」

この「布告」もまた「戒律を守らず、仏法にもとった生活をおくる」当時の墮落した僧に対し「知恵の向上に努めず、ひたすら飽食をむさぼり求めること牛馬とかわるところがない」と痛烈な非難の言葉を浴びせている。と同時に、在家者が、慣習にしたがって無批判に僧形の人を尊敬し、これに食事のみならず、さまざまな金品の寄進を続けることによって、結果的に墮落僧の存在を容認しこれを助けている状況にも批判の矢を向け、「かかる在家の信徒は、仏教を侵害する“盗賊ビク (phiksu chōn)”に支援をおくるに等しく、その布施行からは、善果を生まず、かえって仏教に害をなす行為にほかならない」と述べ、今後ビクに金品をおくることを禁じて、つぎのように述べている。「在家者は、出家の身にふさわしからぬ金品を、ビクに捧げてはならない。また、通常の鉄鉢、土鉢以外の托鉢用の鉢を捧げてはならない。また、ビクを招いて……按摩治療を乞い、薬の調

合を願い、運勢を尋ね、まじないの絵を書くよう求めてはならない。ビク、サーマネーラは、パーティモッカ227戒にもとる行為を行なってはならない。また、在家者は、このような誤ったビク、サーマネーラの心のおもむくままにしたがってはならない」。

「布告」は、僧官と宗務監督官に対しては、墮落僧を還俗させるよう命じているが、それと同時に、かかる悪僧の存在を放任した宗務監督官を、罪の軽重にしたがって鞭刑に処すとしていることは、サンガに対する俗権の監督強化を示す指標として注目しておきたい。

(6)「第7布告」

この「布告」は、カチナの儀式に関する戒律の解釈をめぐる、新たに統一を達成したばかりのラタナコーシン朝支配域内のモン、ラーオなど異民族系仏教徒に言及した点に特徴がみられるとともに、サンガの内部における紛争解決の最高責任者を「Somdet Phra Sangkharāt ただひとり」としている点が注目される。

IV サンガの管理組織

上に紹介した7編の「布告」は、その冒頭にそれぞれの布告対象が記されている。たとえば「第1布告」を例にとると、まず最初に中央政府の文武の官僚がならび、これに地方官が続く。そしてそのあとに、宗務監督官 (sangkāri thammakān)、サンガの管理幹部である高僧 (phrarāchākhana)、各寺院住職 (chao athikān)、平僧 (anuchon) とならび、これらにかかる限定辞として、経学部 (khanthathura)・観法部 (wipassanāthura)、村住部 (khāmawāsī)・林住部 (aranyawāsī)、都外 (nōk krung)、都内 (nai krungthēp mahā-nakhōnsiayutthayā) 1・2・3・4級国、東・西・南・北という言葉が続いている。

「第2 布告」から「第7 布告」までの6 編の「布告」の場合には、「第6 布告」をのぞき、いずれも中央政府の官僚の部分がなく、宗務監督官と僧官および平僧が主たる布告対象とされている。ここから、ラタナコーシン朝創設当時のタイのサンガ管理組織として、つぎのような図式がうかびあがってくる。第1に、当時のタイ・サンガは、サンガのレベルでの管理幹部として phrarāchākhana という位階をもつ高僧が任命されていたことである。「第3 布告」には、「phrarāchākhana は、畿内畿外、全国のピク、サーマナーラのなかから、地方サンガの責任者 (rāchākhana) と各寺院の住職を任命し」とあるところから、布告の対象としてはあらわれてこないが、中央の管理組織と個別寺院の間に、rāchākhana という地方レベルのサンガの責任者が任命されていたことがわかる。『ラタナコーシン朝1 世王年代記』には、サンガの最高幹部として Somdet Phra Sangkharāt (=sangharājā) が任命されていたとあるが、この僧官職の存在は「第7 布告」などによっても確認することができる。

第2に、国王の政府とサンガの接点として宗務監督官 (sangkāri thammakān) という俗官が任命されていたことである。Sangkāri という語は、辞書には sangkhakāri の形で載せられているものと同じと考えてよいであろう。Sangkāri と thammakān がはたして別々の職名であるか、2 語でひとつの職名をあらわしたものかは確認できない。同じ『三印法典』に収録されている「位階田表」には、Krom Sangkāri (宗務監督局) という役所の名がみえるが、これによると、その組織は以下のようなものであったらしい。

宗務監督局 (Krom Sangkāri)

欽 賜 名	サクディナー
局 長	Luang Thammaraksā 1,000
次 長	Khun Thammāthibodī 600

三 席	Khun Sithammalangkā	400
事務官	(位階は mün)	200
登録官	Khun Phromphakdisi-	
	thammakān	200
属		80

この「位階田表」に示された「宗務監督局」の組織は、中央政府に属するものであるが、「布告」をみると、サンガと同様、宗務監督官にも、nōk krung nai krung すなわち都の内外という限定修飾辞がかかると考えられるので、何らかの形で、地方についても「宗務監督官」が任命されていた可能性が高い。いずれにせよ、国王の「仏教の外護者」としての任務を代行する役職が、伝統的に配備されていた状況が知られる。

なお、これらの「布告」は、僧官の任命者については述べるところがないが、それが国王であることは『年代記』を典拠として上述したとおりである。

V 国王とサンガの関係

『三印法典』所収の「第1 布告」から「第7 布告」にわたる7 編の「布告」は、ラタナコーシン朝が、バンコクを首都として成立した1782年から翌1783年における仏教サンガの状況と、1 世王がこれに対して講じた措置、ならびに、その措置の背後にあるタイ国王と仏教サンガの伝統的關係を、きわめて具体的な形で示してくれる。その関係は、つぎのように要約することができるであろう。

- (1) タイ国王は、「聖教の至高の大外護者 (akkamahāsāsanūpathamphok)」であり、仏教を発展させ、もって国民に信仰のよりどころを与える存在である(「第1～7 布告」)。
- (2) 国民はサンガを「福田 (nā bun)」と信じている(「第2 布告」)。
- (3) サンガが「福田」として信仰の対象であるためには、サンガの成員たちが、嚴重に戒

律を遵守することが必須条件である。「戒律のあるところ、そこに仏教がある」（「第2布告」）。

(4) したがって、「聖教の至高の大外護者」である国王が仏教に対してもつ任務のひとつは、サンガにおける持戒の状況を監視し、もし持戒の弛緩が見出されたならば、積極的にその矯正をはからなければならない（「第3布告」）。

こうした理論を背景とする1世王のサンガに対する態度は、つぎのように要約される。

(1) 原則の提示

a) 「仏教の興隆は正法王の統治する国家に依存する」（「第3布告」）ことを宣言し、サンガと国家の基本的関係を示した。

b) 戒律の有無をもって仏教の盛衰の判断基準とする思想は、もともとスリランカの大注釈家ブッタゴーサに由来するものであることは前述のとおりであるが、1世王は、『サマタパーサーディカー』に示されたこの思想を「サンガ布告」のなかに明記して一般に知らしめ、かれの対サンガ政策が正統的注釈家の著述にその典拠のあることを示した。

(2) サンガへの寄進行為

「第2布告」は、国王が「サンガに対し、四資具（＝戒律が出家者に認めた4種の資）としてその財産を豊かに寄進したまう」と述べて、サンガを物質的に支え、崇仏の範を垂れることを王の任務としている。

(3) サンガ管理機構の整備

サンガの管理は、あくまでも出家者の秩序に属するものであり、純理論的に自律的存在としてのサンガという立場に立てば、国王の関知すべきことではないともいえる。しかし、出家という行為が、在家の物質的支持を前提としてはじめて可能となる以上、そして

歴史的には、それが国王の支持の有無におおきく依存してきたという逆説的事実をみる時、国家によるサンガ管理は、戒律仏教にとって必要悪と考えなければならないのかもしれない。「サンガ布告」に示されたサンガの管理機構は、前節に述べたとおりであるが、そこで触れなかった点のうち、僧籍証明書の発行（「第3布告」）、僧の名簿の作成が指示されていること（「第4布告」）が目される。当時、タイ人の成人男子は、すべて入れ墨を施され、munnāi とよばれるパトロンに帰属せしめられ、一定の場所での居住と夫役の義務を負っていたが、サンガの成員はこれらの夫役義務を免除されていた。したがって、黄衣をまとうことによって僧としての尊敬を受け（「第6布告」）、かつ夫役の義務からもまぬがれる者がいるという状態が発生する可能性があり、国王はこれを防止する必要が生じたのである。移動に際して僧籍証明書の携行を義務づけたことは、世俗的秩序の侵食を防ぐ措置であったと考えられる。Nēn yai, すなわち成人に達したサーマネーラが、具足戒を受けずサーマネーラのままとどまることを禁じた（「第2布告」）のも同じ趣旨に出るものであろう。

(4) 強制還俗による破戒僧の排除

227戒の冒頭には、性交、盗み、殺人、虚言の4項目を「パーラージカ」と称し、違反者は「共住すべからざる者 (asangwāt)」と定められている。つまり、これらの「四大罪」を犯した比丘はサンガから追放されるべきことが、戒律によって規定されているのである。当然のことながら、ある比丘が「パーラージカ」を犯したかどうかの判定も、違反事実確定後の追放措置も、サンガによって行われるのがたてまえである。なぜなら、それはすぐれて僧界の秩序に属しているからである。しかしながら、「第5布告」の示すとおり、

1783年当時のタイにおいては、パーラージカの罪を犯したと判断されるようなビクが、サンガの側からのいかなる制裁措置をも蒙ることなく、僧としての生活を続けるという状況が発生していた。ただ「第5布告」を読むうえにおいて留意すべき点は、パーラージカの違反者であるとの非難が、サンガによってではなく、王によって行われているという事実である。この場合つぎのふたつの状況を想定することができる。

- i) そのビクのパーラージカ違反が事実であったにもかかわらず、サンガに自治能力がないので、これを排除することができないため、王が「聖教の外護者」の資格においてパーラージカ違反を追及する場合。
- ii) そのビクのパーラージカ違反事実がサンガによっては確認されず、世俗権力の側でその判断が下され、これをパーラージカであるとして非難し追及する場合。

「第5布告」に言及されたケースがこのいずれにあたるかは不明であるが、たとえば、仏教的には何ら非難に値する行動のみられない僧が、反体制的であるという理由によって「パーラージカ」の汚名を着せられ、追放された近年の事例があることを考えても、この種の問題をとり扱うにあたっては、十分の注意が必要とされる。しかし、そのいずれの場合にせよ、僧をサンガ、すなわち「僧界」から排除し、国王が一義的にその権力を行使し得る秩序である「俗界」へと引き戻す論理が、「パーラージカ」違反という、「僧界」の論理であったことは、当時ほどサンガが混乱していた状況においてさえ、「僧界」「俗界」のダイコトミーだけは守られていたという事実を示していることを確認しておきたい。

「パーラージカ」による追放はサンガによって行われる。しかし「サンガ布告」のテキストによるかぎり、強制還俗の命令は、「……を還俗せしめる (hai sūk)」という

文言をもって、1世王の直接の命令として行われており、この時代においては、サンガに対する王権の介入度が、きわめて高かったことを示している。還俗後の破戒僧については、死刑を含む厳しい刑罰が課されているほか、破戒僧の親族に対してまで、その罪の責任を問うている。

おわりに

以上『三印法典』所収の7編の「サンガ布告」の内容の検討から、ラタナコーシン朝創設当初における王権とサンガの関係を考察してきた。1782年4月、前国王タークシンを、「非法 (athamma)」を理由として排除してタイ国王となった1世王にとっては、混乱した国内秩序を回復して、新政を開始するにあたって、自らが「正法王 (thammarāchā)」であることの証拠を、かれのあたらしい臣下たちの前に提示する必要にせまられた。タイの伝統的価値意識においては、「正法」は「清浄なるサンガ」によって伝承され、「清浄なるサンガ」は「正法王」によって維持され、人民は「正法王」の権力の正統性を承認してその支配に服するというトリアーデ関係が存在する【石井 1975: 77-83】。それゆえ1世王は、まず「清浄なるサンガ」を回復することこそが、「正法王」のあかしとして必要かつ有効な作業であると考えたのである。しかしながら、「サンガ布告」についてみるかぎり、当時のタイ・サンガの秩序は乱れ、混乱していた。まず、ビクの聖典研究の水準は低く、寺院で行われる説法の卑俗化がはなはだしかった。ビク的生活は乱れ、人々はただ慣習にしたがってビク生活を支えるにとどまっていた。新参僧の指導にあたるべき親教師や年長のビクは、その本分を忘れて指導を怠り、そのためビクの無軌道の行動が目立った。ビクは持戒を怠り、さまざまな破戒行為

がみられたが、規律の弛緩したサンガには、破戒僧を排除する力もなかった。こうした状況を前にした1世王は、即位後1年半の間に、7編の「サンガ布告」を発して、サンガの秩序回復に努めたのである。

こうした1世王の施策が、はたしてどの程度の実効性をもつことができたのかについては、残念ながら「布告」の性格上、これを知ることにはできない。しかしながら、その後、1790年、1794年、1801年の3回にわたり、それぞれ「第8布告」「第9布告」「第10布告」が出され、そこにおいても依然として、サンガの混乱の状況が描かれているという事実は、「布告」に示された1世王の高圧的な姿勢にもかかわらず、サンガの統制措置が、かならずしも実効をあげ得なかったことを物語っているといえよう。そのことは、おそらく1世王時代における国内統治それ自体ともかかわりをもつのであろう。タイに真の意味での中央集権的統治体制が確立するためには、その後1世紀の年月を必要としたからである。

それにもかかわらず、ここにとりあげた「サンガ布告」のなかには、やがて1902年にいたってようやく制定されることになる「サンガ法」の萌芽が、すでに数多くみられるのである。たとえば、「第3布告」にいう僧の身分証明書は、「サンガ法」13条9項に規定された「僧籍証明書」と同じ思想に出るものであろうし、「第4布告」がビク、サーマネーラの名簿作成を義務づけているのは、「サンガ法」15条において、「すべてのビク、サーマネーラは、かならず、いずれかの寺院の名簿に登録されなければならない」としていることと軌を一にしているといえよう。

これらの「サンガ布告」研究の重要性は、そこに表明されたものと同一の思想が、現代においてもその意義を喪失していないことを知ることによって、さらに増加する。たとえば、サンガの秩序が混乱し、その統制力が弛緩し、「パーラージカ」に問われたビクが、追放されることもなくサンガにとどまっていることを知った1世王が、これに強制還俗を命じた「サンガ布告」の記述は、1960年、マハーニカイータマユット両派の抗争によって統制の弛緩したタイ・サンガに介入し、ひとりの高僧を還俗させ、これを投獄したサリットの政策を思わせるものがある。この意味において、「サンガ布告」は、その実効性を別にすれば、後世の「サンガ法」の先駆的形態であるばかりでなく、「仏教国家(Buddhist polity)」[同上書：82]の極限的状況における政治権力とサンガの関係を示したものとして、さらに詳細な検討を加えるに値する資料ということができよう。

引用文献

- 石井米雄. 1975. 『上座部仏教の政治社会学』東京：創文社.
- Ongkankha khong Khurusapha. 1962. *Kotmāi Trā Sām Duang*. Vol. 4. Bangkok: Ongkankha khong Khurusapha.
- Thiphakorawong. 1962. *Phrarāṭchaphongsāwadān Krung Ratanakōsin chabap Hōsamut haeng Chāt*. Bangkok: Klang Witthaya Press.
- . 1978. *The Dynastic Chronicles Bangkok Era, The First Reign*. Translated by Chadin Flood. Tokyo: The Centre for East Asian Cultural Studies. (原著 Thiphakorawong, Chao-phraya. *Phraratchaphongsawadan Ratchakan Thi 1*.)